



募集

サンドアート実行委員会委員

市民のみなさんの参画と協働による鳥取砂丘の新たな魅力づくりとして、砂を素材にしたサンドアート(砂の彫刻)の制作・展示事業を進めています。

この事業と一緒に取り組んでいただける人を募集します。

活動内容 ▽サンドアートのデザイン・制作場所などの検討
▽サンドアートの制作 ▽サンドアートを活用したイベントの企画運営

応募条件 市内在住の18歳以上(平成18年4月1日現在)の人で、サンドアートに興味があり、計画づくり、準備、実施、検討会などに積極的に参加できる人

応募期限 随時

報酬 なし

応募・問い合わせ先 市役所第2庁舎観光コンベンション推進課 ☎(0857)20-3227



先日、鳥取砂丘情報館の隣に完成した砂の彫刻「お種伝説」



無料相談

特設人権相談所

相談内容は近隣、家族、職場内でのトラブル、子ども、女性、高齢者に関する困りごとなど、人権問題全般です。相談は無料で人権擁護委員が対応し、秘密は固く守られます。受付は、直接会場へお越しください。

とき 6月20日(火) 午後1時～4時

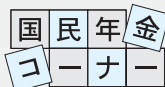
ところ さざんか会館(富安丁) 問い合せ先 鳥取地方事務局 人権擁護課 ☎(0857)22-2289

職場の労働関係相談会

とき 6月11日(日) 午前10時～午後3時

ところ 県民ふれあい会館4階 中研修室2(扇町)

相談内容 解雇・配転・賃金・時間外労働など、個別的な労働関係の相談全般



国民年金保険料免除の申請は7月から受け付けます！

■免除制度…平成18年度分の保険料から、これまでの全額、半額免除に加え新たに4分の3、4分の1の免除が設けられました。免除の期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。同一年度内であれば年度当初の7月にさかのぼって申請を受け付けます(年金保険料を納付済みの場合は除く)。しかし、それを過ぎると受けられない場合がありますので、希望する人は早めに申請してください。詳しくは、下記問い合せ先まで。

なお、17年度に既に全額免除、若年者納付猶予を受けている人で、継続審査を希望している人は、年度替りにともなう再申請は不要です。
※半額免除および退職特例による免除該当者は、再申請が必要です。

■追納制度…上記の免除を受けた人が年金を受給する場合、免除期間の年金額は、納めた場合の3分の1の額で算定されます。免除を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。将来、十分な年金を受け取るためにも追納をおすすめします。追納の申込みは社会保険事務所まで

■若年者納付猶予…同居している世帯主の収入が多いため免除が受けられない若年加入者(30歳未満)のために、若年者納付猶予制度があります。この制度は免除ではないため、10年以内に追納しないと猶予期間に相当する年金額は全く受給できません。

※障害年金などの受給資格期間には算入されません。詳しくは、下記問い合せ先まで。

問い合せ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484

土地境界に関する相談会

土地家屋調査士が、無料で相談に応じます。お気軽にお越し

※使用者からの相談にも応じます。相談は無料で県労働委員会の委員、労働相談員が応じます。
問い合せ先 鳥取県労働委員会 会事務局 ☎(0857)26-17560・[相談会当日] ☎090-7778-2109

下さい。
とき 6月25日(日) 午前10時～午後4時
ところ 福祉文化会館(西町二丁目) 3階第1会議室
相談内容 土地の境界、土地・建物の表示に関する登記など
※受付は当日会場で行います。
問い合せ先 鳥取県土地家屋調査士会事務局 ☎(0857)22-7038